

総務省組織令の一部を改正する政令参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	抄	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）	抄	1
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）	抄	3

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）抄

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5・8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5 （略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）抄

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 総務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 大臣の官印及び省印の保管に関すること。

四 総務省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 法令案その他の公文書類の審査に関すること。

七 総務省の機構及び定員に関すること。

八 国会との連絡に関すること。

- 九 総務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十 総務省所掌の国有財産及び物品の管理に関すること。
- 十一 総務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十二 広報に関すること。
- 十三 総務省の保有する情報の公開に関すること。
- 十四 総務省の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十五 総務省の行政の考査に関すること。
- 十六 交付税及び譲与税配付金特別会計の経理に関すること。
- 十七 東日本大震災復興特別会計の経理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。
- 十八 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち総務省の所掌に係るものに関すること。
- 十九 総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十 国立国会図書館支部総務省図書館に関すること。
- 二十一 総務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 二十二 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二十三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。
- 二十四 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第百十四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。
- 二十五 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
- 二十六 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。第二十条第二号第十号において同じ。）に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十七 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。
- 二十八 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定による対象政党事務所及び対象政党事務所敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の指定に関すること。
- 二十九 総務省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して

閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三十 前各号に掲げるもののほか、総務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(参事官)

第十九条 大臣官房に参事官十人(うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

(大臣官房に置く課)

第二十条 大臣官房に、次の五課を置く。

秘書課

総務課

会計課

企画課

政策評価広報課

第二十六条 削除

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)抄

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 (略)

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一

項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 (略)

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六十三条、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、及び第十三条（第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第六

第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日）から第四項まで並びに別表第二の規定 公布